

手続きの流れ

全国木材協同組合連合会(以下全木協連)では、広く事業実施対象者を募集しています。それぞれの事業について、助成申請から助成金の支払いまでの手続きの流れを紹介します。

災害復旧関係資金利子助成事業

- ① 資金の借り入れ** 被害林業者等は被災の証明を受け、(株)日本政策金融公庫から資金を借り入れます。
- ② 申請書の提出** 被害林業者等は、都道府県木材協同組合連合会を経由して、全国木材協同組合連合会(以下全木協連)に助成の申請をします。
- ③ 助成決定の通知** 全木協連は申請内容を審査し、助成を決定した場合、被害林業者等に助成決定の通知を行います。
- ④ 事業実施の届出・検査** 全木協連は被害林業者等から事業実施の届出を受け、検査等を行います。
- ⑤ 助成金の支払い** 全木協連は被害林業者等から提出された(株)日本政策金融公庫への利息振込の証明書を確認して、助成金を被害林業者等に支払います。
- ⑥ 遂行状況報告** 被害林業者等は毎年度、全木協連に事業の遂行状況報告をしていただきます。



地域材利用促進緊急利子助成事業

- ① 資金の借り入れ** 林業者等は都道府県から林業経営改善計画または合理化計画の認定を受け、(株)日本政策金融公庫、民間金融機関から資金を借り入れます。
- ② 申請書の提出** 林業者等は、都道府県木材協同組合連合会を経由して、全国木材協同組合連合会(以下全木協連)に助成の申請をします。
- ③ 助成決定の通知** 全木協連は申請内容を審査し、助成を決定した場合、林業者等に助成決定の通知を行います。
- ④ 事業実施の届出・検査** 全木協連は林業者等から事業実施の届出を受け、検査等を行います。
- ⑤ 助成金の支払い** 全木協連は林業者等から提出された(株)日本政策金融公庫、民間金融機関への利息振込の証明書を確認して、助成金を林業者等に支払います。
- ⑥ 遂行状況報告** 林業者等は毎年度、全木協連に事業の遂行状況報告をしていただきます。



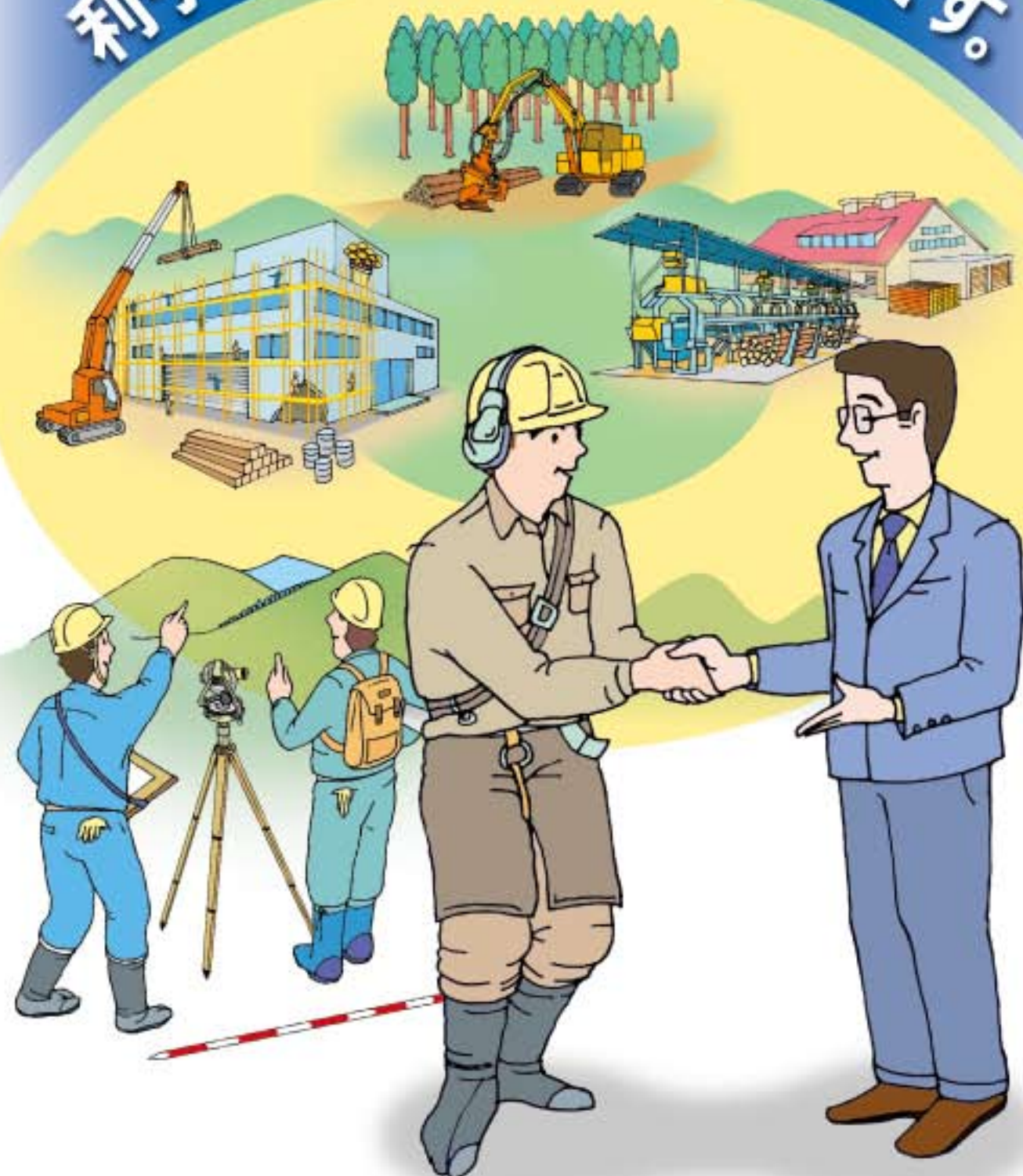
●事業の内容についての詳細は、全国木材協同組合連合会または最寄りの都道府県木材協同組合連合会までお問い合わせ下さい。

全国木材協同組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6階 TEL.03-3580-3215
http://www.zenmoku.jp/mokukyodo/

東日本大震災緊急対策 及び 地域材利用促進 のための

資金の借り入れに対する
利子助成事業のお知らせです。



全国木材協同組合連合会

こんなとき、借入金の利子を助成します。



東日本大震災で被害を受けた森林や施設等を復旧したい



東日本大震災緊急対策！



災害復旧関係資金 利子助成事業

東日本大震災の被害を受けた森林、林道、林業・林産業施設などの復旧に必要な資金を(株)日本政策金融公庫から借り入れる場合に、利子の一部を助成します(実質無利子化)。

「東日本大震災で被災した施設を復旧したい」「木材加工施設を整備して地域材の利用を進めたい」。資金の借入れをしたい林業者等の思いは状況に応じてさまざま。こうした思いにお応えして、設備投資などに対する融資の充実を図るのが「災害復旧関係資金利子助成事業」「地域材利用促進緊急利子助成事業」です。ポイントは、最大2%(実質無利子化)の利子助成。全国木材協同組合連合会はこれらの事業を推進し、林業者等のみなさんをご支援いたします。次に制度のあらましをご紹介します。

対象者は？

次の要件のすべてを満たす林業者等のみなさんです。

1. 東日本大震災により被害を受けた方で、次の要件のいずれかを満たす方

(1) 直接被害を受けた方

主な事業用資産が震災により浸水、流失、滅失、損壊などの被害を受けたことの証明を市町村長等から受けた方。

(2) 間接的な被害を受けた方

直接被災者の事業活動におおむね5割以上依存していること、またはおおむね2割以上依存し、次のいずれかの要件を満たすことの証明を市町村長等から受けた方。
①借入れ申し込みまでの2か月の売上額、受注額若しくは生産量等が震災前の直近年同様に比べて3割以上減少していること、または経営費が3割以上増えていること。
②震災が発生した後の年間売上額、年間受注額、若しくは生産量等が震災前の直近年同様に比べて1割以上減ると見込まれること、または年間経営費が1割以上増える見込まれること。

2. 適切な事業活動を継続することが確実なこと

※林業者等：一定程度の森林を保有する者

対象となる資金と融資機関は？

(株)日本政策金融公庫の以下の対象資金が助成の対象となります。

1 加工・流通施設等の復旧	2 被害による運転資金	3 森林・林道等の復旧
対象資金 農林漁業施設資金 林業機械、林産物・特用林産物処理加工施設等の復旧に必要な資金	対象資金 農林漁業セーフティネット資金 災害により被害を受けた場合、出荷制限などの処分や指導を受けた場合、売上が減ったり、取引先の経営が悪化した場合などに必要な運転資金	対象資金 林業基盤整備資金 被害造林地、樹苗養成施設、林道等の復旧に必要な資金
融資機関 (株)日本政策金融公庫	融資機関 (株)日本政策金融公庫	融資機関 (株)日本政策金融公庫

地域材利用促進をサポート！



地域材利用促進緊急 利子助成事業

森林施業の集約化・地域材利用の促進のため、経営規模の拡大・森林等の分散防止、地域材の加工・流通施設の整備に必要な資金を(株)日本政策金融公庫、民間金融機関から借り入れる場合に、利子の一部を助成します(実質無利子化)。

対象者は？

次の要件のすべてを満たす林業者等のみなさんです。

1. 林業経営改善計画または合理化計画の認定を受けている者
2. 適切な事業活動を継続することが確実なこと
3. 森林施業の集約化および木材の加工・流通体制の改善に取り組んでいること

※林業者等：一定程度の森林を保有する者



対象となる資金と融資機関は？

以下の融資機関の対象資金が助成の対象となります。

1 加工・流通施設等の整備	2 森林取得等
対象資金 農林漁業施設資金 林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を導入するのに必要な資金	対象資金 森林取得資金 森林施業の集約化を推進するため林地等取得するのに必要な資金
融資機関 (株)日本政策金融公庫	融資機関 (株)日本政策金融公庫
	対象資金 相続等に必要な資金 相続等により森林等の資産が分散することを防止するために必要な資金
	融資機関 民間金融機関(*)

(*)銀行
信用金庫
農業協同組合
農業協同組合連合会
信用協同組合
森林中央金庫

利子の
助成額は？

貸付利率

最大 **2%** 分の利子
です。

※対象資金の貸付利率が年2%を下回る場合は、その資金の貸付利率となります。

利子の
助成期間は？

最長で

15 年間
です。

利子助成期間は償還終了時までです。



一口メモ

補助事業とセットでかしこく利用しましょう。

各種事業と組み合わせればますます有利にご利用できます。たとえば、1/2の補助がある事業と組み合わせれば、残り1/2のうち80%を公庫から借り入れたときの利子の助成も受けることができます。

木材加工施設を整備する事業

補助率1/2 → 残り1/2のうち80%を公庫から借り入れ

地域材利用促進緊急利子助成事業

→ 利子分の助成